

# 2018春季生活闘争方針

## I. 2018春闘を取り巻く情勢

### 1. 国内外の情勢

- (1) 国際通貨基金（IMF）は2017年10月に世界経済の見通しについて公表し、「経済活動の世界的上昇は強まっている」とし、成長率を2017年は3.6%、2018年は3.7%へ上昇すると上方修正した。トランプ米大統領の経済政策の不透明感、イギリスのEU離脱に伴う混乱、先進諸国の賃金の停滞など懸念すべき点はあるものの、緩やかな成長を見込んでいる。
- (2) また、日銀は2017年10月に「経済・物価の展望」を発表し、海外経済が緩やかな成長を続けるもとで、2018年度までの期間を展望すると「国内需要は、きわめて緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出を背景に、企業・家計の両部門で所得から支出への前向きな循環が続き、増加基調をたどる」と予測している。2019年度については、「下期には消費税の引き上げによる内需の減速が見込まれ、成長ペースが鈍化するものの、外需に支えられ、景気拡大が続く」と予測している。
- (3) 2017年11月の全国の完全失業率は2.7%、有効求人倍率は1.56倍で、労働力需給は非常に逼迫し、日銀短観の雇用人員判断DIも人手不足感が強まってきている。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から個別賃金水準の動向をみると、1997年の水準には到達していないものの、労働力需給の逼迫を反映して、短時間労働者の賃金の伸びは一般労働者を上回っており、平均募集時給も増加傾向が続いている。
- (4) 民間企業の現金・預貯金額は、1997年度の135兆円から増加を続け、2016年度には211兆円にまで膨れ上がっている。一方、労働分配率は1997年度の66.3%から2015年度58.7%と下落が続き、勤労者世帯の実収入はこの間ほぼ横ばいで推移している。このような状況から政府与党内にも積み上がる内部留保への課税論がくすぶっている。
- (5) 2018年度税制改正では、賃上げや設備投資などに取り組む企業の法人税の引き下げが閣議決定されたが、中小企業が99%以上を占め、法人税を納めている企業が36%程度といった状況からみれば、大企業優遇の税制措置であり効果の広がりには限定されている。
- (6) このような中、経団連は2018春季生活闘争の経営側方針（経営労働政策特別委員会報告）において、月例賃金の3%引き上げが明記されたものの、「前向きな検討」に留まっている。

### 2. 県内の経済・雇用情勢

- (1) 県内の経済概況（12月15日・日銀山形事務所）は、「景気は緩やかに拡大している。」としており、公共投資は弱めの動きとなっているほか、設備投資は増加している。また、個人消費は、底堅く推移しており、住宅投資は一進一退の状況にある。生産は緩やかに増加しており、雇用・所得環境は着実に改善している。消費者物価（生鮮食品を除く総合）は前年を上回っている。
- (2) 県内企業の業況（11月調査・フィデア総合研究所）は、自社の業況判断を示す「自社の業況DI値<sup>※1</sup>（前年同期比）」は3.3で、8月調査より1.1ポイント下落したものの、引き続きプラスで推移している。項目別では「人員・人手」が上昇し、「売上高」「営業利益」「資金繰り」が下降している。特に「人員・人手」は7期連続の上昇で、労働力の不足感が一層増している状況が浮き

※1 自社の業況DI値とは「1. 良い」と回答した企業の割合から「3. 悪い」と回答した企業の割合を差し引いた値

彫りになっている。

- (3) 県内雇用情勢（12月26日・山形労働局）については、11月の有効求人倍率は1.66倍と前月比0.06ポイント上回り、2か月ぶりに上昇した。原数値（パートタイム含む全数）は、1.68倍となり、前年同月を0.31ポイント上回り、22か月連続して前年同月を上回った。また正社員の有効求人倍率も1.07倍と前年同月比で0.22ポイント上回り、過去最高値を更新している。

高水準の求人倍率については、人口減少、超少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、団塊世代後の人員確保をしないと技術継承ばかりか、企業の維持発展、持続可能性も難しくなるといった逼迫した状況があると判断している。

- (4) こうした経済・雇用情勢の中で、山形県は2017年4月、雇用対策課内に全国初となる「正社員化・働き方改革推進室」を設置し、非正規雇用労働者の正社員化の促進と県内労働者の所得向上に取り組んでいる。その具体策として非正規雇用労働者の正社員化を図る「正社員化促進事業奨励金」と非正規雇用労働者の所得向上を図る「所得向上促進事業奨励金」を創設し、全国に先駆け事業を展開している。
- (5) このように、2018春季生活闘争では、5年連続となる月例賃金の引き上げ要求を継続し、「経済の自立的成長」「経済の好循環の実現」という社会的目標を達成しなければならない。また、働く者のモチベーションを維持・向上させていくためには「人への投資」が不可欠であり、すべての労使が社会的役割と責任を意識して労働諸条件の改善を図ることが必要である。
- (6) 連合山形・構成組織・単組・連合地協は一致団結して社会の不条理や格差の拡大を許さず、正規・非正規・組織・未組織を問わず、すべての働く者・国民・県民の生活の底上げを図るため、『すべての労働者の立場にたって働き方を見直そう！「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲ！』をスローガンに掲げ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて果敢に闘うこととする。

## Ⅱ. 春季生活闘争の取り組み

### 1. 2018春季生活闘争の取り組み

- (1) 2017春季生活闘争は、月例賃金の引き上げにこだわった取り組みを進めてきた。妥結については、2016春季生活闘争よりも引上げ額では387円、率にして0.14ポイント上回る結果となった。300人以上の組合の引上げ額が昨年と比べ626円、率にして0.22ポイント上回ったものの、300人未満の組合は昨年と比べ48円、率にして0.03ポイント下回る結果となった。
- 妥結結果の4,109円は、多くの組合が要求の前進的決着が図られたものと判断するが、賃金の加重平均が賃金カーブ維持分の4,500円を下回っているのに加え、300人未満の妥結状況が昨年度を48円下回ったことは「底上げ・底支え」「格差是正」の目標まで至らず、課題を残した。
- (2) 2018春季生活闘争では、県内経済の緩やかな回復傾向が継続していることから、引き続き月例賃金の引き上げにこだわり、大企業と中小企業などの「格差是正」を強く主張し、満額獲得に向け取り組んでいく。
- (3) 長時間労働是正に向け、労働基準法改正が行われることを踏まえた36協定締結や、若者の県外流出に歯止めをかけるための高卒初任給の引き上げなど、重点的に取り組んでいく。
- (4) 非正規労働者への取り組みについては、雇用形態間格差の是正に向けた山形県最低賃金引き上げや、企業内最低賃金の引き上げ、無期転換ルール（労働契約法18条）への対応について取り組んでいく。

- (5) 組織化は労使交渉の大前提であり、春季生活闘争がめざす「底上げ・底支え」「格差是正」の実現には不可欠であることから、組織拡大を強化していく。

## 2. 地域ミニマムの取り組み

地域間や企業間の格差是正と県内賃金水準の底上げをはかり、低賃金県からの脱却をはかるために、最低基準（ミニマム）を設定し、広く県内の経営者や未組織労働者へ訴えていく。

【ミニマム設定額の推移】

年齢	2018年設定額	2017年設定額	2016年設定額	2015年設定額	2014年設定額
18歳	145,900	143,300	147,300	144,500	147,000
20歳	152,400	149,600	150,900	149,000	150,300
25歳	166,800	164,000	163,000	162,400	161,600
27歳	172,000	169,300	168,800	168,500	167,200
30歳	179,100	176,700	178,000	177,800	176,100
35歳	189,800	187,800	193,800	192,600	191,200
40歳	199,800	197,600	208,400	204,800	205,100
45歳	209,600	206,100	219,800	212,000	215,500

### 2018年「地域ミニマム」額設定の考え方

2017年秋に実施した連合山形加盟中小組合員の賃金実態調査に基づき、2018年「地域ミニマム」設定額を以下のとおり設定する。

- ① 調査結果、賃金特性値を考慮し、18歳、20歳、25歳、27歳、30歳、35歳、40歳、45歳の8ポイント別に設定する。
- ② 設定の基礎ベースを全産業男女計とし、第1十分位の第3次回帰値とする。
- ③ ミニマム設定額については、2018年4月度からとし、明年3月末までの期間に、それぞれの年齢の額に達することとする。
- ④ 2018年「地域ミニマム」設定額（案）

年齢	平均	第1十分位	第3次回帰(A)	賃上げ率(B)	年齢比率	A×(1+B/100)	ミニマム額	1歳当り上昇額
18歳	153,400	144,900	144,000	1.31%	77%	145,886	145,900	
20歳	159,100	146,000	150,300	1.38%	81%	152,374	152,400	3,250
25歳	187,200	163,700	164,300	1.50%	88%	166,765	166,800	2,880
27歳	198,300	174,500	169,300	1.55%	91%	171,924	172,000	2,600
30歳	214,100	173,100	176,200	1.60%	94%	179,019	179,100	2,367
35歳	238,200	188,700	186,600	1.70%	100%	189,772	189,800	2,140
40歳	251,900	206,600	196,200	1.79%	105%	199,712	199,800	2,000
45歳	270,800	211,500	205,700	1.87%	110%	209,547	209,600	1,960

## Ⅲ. 具体的な取り組み

### 1. 「底上げ・底支え」「格差是正」にこだわった月例賃金の引き上げについて

- (1) 中小企業労働者や非正規労働者の処遇改善のために「大手追従・準拠などの構造を転換する運動」「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分」の流れを継続・定着・前進させる取り組みを進める。
- (2) 構成組織は、あらゆる手段を用いて「底上げ・底支え」「格差是正」の実現に取り組むとともに従来以上に加盟組合への指導を強化し、賃上げの流れを確実なものとする。

(3) 賃上げ要求は、連合加盟組合平均賃金との格差の拡大を解消する水準額を設定する。

すなわち、連合山形加盟組合平均賃金額246,863円の2%は4,937円であり、連合本部賃上げ水準目標が6,000円であることから、格差是正分として差額の1,063円を上乗せした金額6,000円を賃上げ水準目標とする。

### 賃金カーブ維持分 + 賃金改善分6,000円以上

賃金カーブ維持分の算定が可能な組合は、その維持原資を労使で確認する。

賃金カーブ維持分の算定が困難な組合は、賃金カーブ維持相当分を4,200円\*とし、4,200円+賃金改善分6,000円の10,200円以上を要求する。

#### ※4,200円の考え方

2017年連合山形中小組合賃金実態調査（全産業・男女計）中位数の18歳から45歳の1歳間の平均間差額は、4,200円である。

$$(267,800円 - 155,000円) \div 27 \approx 4,200円$$

45歳中位数      18歳中位数

#### ※6,000円の考え方

連合加盟組合全体平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ水準目標とする。

#### ◎内 容

- ①連合加盟組合全体平均賃金水準の2%相当額6,000円
- ②連合山形加盟組合平均賃金額246,863円の2%は4,937円
- ③賃金改善分・格差是正分として1,063円の差額を上乗せする。

連合山形の標準到達目標

(参考)

	全産業
20歳	173,700
25歳	216,700
27歳	233,000
30歳	256,200
35歳	291,200
40歳	320,600
45歳	343,600

	製造業	商業・サービス
20歳	173,600	159,800
25歳	220,400	186,000
27歳	237,700	198,600
30歳	262,000	218,500
35歳	297,600	251,700
40歳	326,600	280,400
45歳	348,400	299,200

【考え方】 2017年連合山形中小組合賃金実態調査による第9十分位3次回帰値をもとに算出する。

連合山形の最低到達目標

(参考)

	全産業
20歳	173,700
25歳	216,700
27歳	233,000
30歳	256,200
35歳	291,200
40歳	320,600
45歳	343,600

	製造業	商業・サービス
20歳	173,600	159,800
25歳	220,400	186,000
27歳	237,700	198,600
30歳	262,000	218,500
35歳	297,600	251,700
40歳	326,600	280,400
45歳	348,400	299,200

【考え方】 2017年連合山形中小組合賃金実態調査による中位3次回帰値をもとに算出する。

- (4) 超少子高齢化・人口減少という構造的問題は深刻な人手不足をもたらしており、中小企業が存続しその価値を高め続けるためには、「人財」こそが付加価値創造の源泉である。次代を担う若い人財を県内にとどめるには「人への投資」が不可欠であることから、新規学卒者、とりわけ高卒初任給の水準の引き上げを強く求める。

18歳高卒初任給の目標値・・・172,500円\*

※連合「構成組織の賃金・一時金・退職金」調査結果（速報）より、主要組合の高卒初任賃金水準事務・技術167,176円と生産171,109円の平均額に2%上乗せ

## 2. 非正規労働者の労働条件改善等の取り組み

すべての働く者、とりわけ山形県内雇用労働者の35.8%<sup>※2</sup>を占める非正規労働者の労働条件の改善に重点的に取り組むことが重要である。質・量の側面で正規労働者と同等の仕事を行っているにもかかわらず、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティネットが不十分などの課題がある。

こうした課題を克服するため、春季生活闘争を通じて、総合的な労働条件の改善に向けた取り組みを一層強化する。

### (1) 賃金(時給)の引き上げの取り組み

【非正規労働者の時間給目標額および引き上げ目標額】

時間あたりの賃金目標値

950円 [山形県の連合リビングウェイジ額(所定内実労働時間数164時間換算)]

すでに950円を超えている場合は、37円※を引き上げる。

※中小の賃上げ水準目標6,000円を平均所定内実労働時間164時間で除した時給

### (2) 最低賃金引き上げの取り組み

山形県の最低賃金は、全国的に見て低いDランクに位置づけられ、東京など大都市との格差は拡大している。また、隣県である宮城県や福島県、新潟県よりも最低賃金が低く、労働力の流出も懸念されることから通年にわたり取り組んでいく。

- ① 非正規労働者を含めた企業内最低賃金の締結
- ② 最低賃金大幅引き上げのための署名運動と山形労働局・県議会への要請
- ③ 最低賃金大幅引き上げと最低賃金法遵守のための街頭行動

### (3) 「同一労働同一賃金」の実現に向けた取り組み

今後、法改正が行われることを踏まえ、各単組における雇用形態間の不合理な労働条件の点検・改善に取り組む。

- ① 一時金の支給
- ② 福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
- ③ 社会保険加入の確認・徹底と加入希望者への対応
- ④ 育児・介護休業の取得を正社員と同制度とする取り組み
- ⑤ 再雇用者(定年退職者)の処遇改善に関する取り組み

### (4) 有期労働契約から無期労働契約への転換(労働契約法18条)への取り組み

- ① 2018年4月より労働契約法18条の無期転換ルールが適用される。非正規労働者の30%程度が該当することから、街宣行動などを通じ有期労働者への周知を行う。

※2 資料出所：総務省「就業構造基本調査」(2012年調査結果)

- ② 無期転換後の処遇改善、違法な雇止めの防止、クーリング期間の悪用防止など、経営経済団体や山形労働局などに要請する。
- ③ 無期労働契約へ転換した労働者の組織化および労働組合加入を促進する。
- (5) 「職場から始めよう運動」の取り組み  
同じ職場で働く仲間の労働条件改善を進めるために、集会やフォーラムなど「職場から始めよう運動」を展開する。

### 3. 加盟全労働組合要求書提出と賃金制度未整備組合への支援強化

- (1) 2017年の連合山形春闘賃上げ対象組合の要求書提出状況はオルグ活動の強化によって2016年提出組合の103組合(176組合中)から134組合(171組合中)に大きく上回ることができた。しかし、口頭要求が慣例化している組合も散見されるため、中小労働委員会を中心として、各構成組織・各地域協議会と連携を図りながら、加盟全労働組合の要求書提出に向けたオルグ活動を実施していく。
- (2) 賃金制度が未整備の組合は、構成組織の指導のもと、制度の確立・整備に向けた取り組みを強化する。
- (3) 中小労組の交渉力強化に向けて、賃金制度の整備や賃金実態把握、定期昇給(賃金カーブ維持分)相当分の労使確認など事前の準備を行ったうえで交渉に臨み、また獲得した賃金改定原資の各賃金項目への配分等に積極的に関わり、より主体的な取り組みを進めるよう指導・支援を行う。
- (4) 大手組合がグループ・関連企業の闘争を積極的に支援する。とりわけ人事・賃金制度が構築されていない単組については、制度確立に向けた労使検討委員会の設置などの要求を検討するよう指導する。
- (5) 要求書未提出組合へのオルグについては第1弾として2月中旬～3月上旬にかけて、第2弾として4月に実施する。
- (6) 要求書提出については2月末日を目途とする。

### 4. 長時間労働是正に向けた働き方の見直し(36協定締結、有給休暇取得促進など)

健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、超少子高齢・人口減少社会が進むわが国の社会構造を踏まえ、「社会生活の時間」の充実を含めワーク・ライフ・バランス社会の実現をめざす。とりわけ課題となっている山形県の総実労働時間削減に向けて、労働時間管理の徹底とともに36協定締結、年次有給休暇の取得促進に取り組む。

#### 平成28年毎月勤労統計調査の概要(1月～12月)

1. 山形県全労働者の総実労働時間	1ヶ月平均	153.2時間×12	1838.4時間
2. うち一般労働者の総実労働時間	1ヶ月平均	169.7時間×12	2036.4時間
3. パートタイム労働者の総実労働時間	1ヶ月平均	100.4時間×12	1204.8時間

※全国との格差は106.6(全国=100)前年に比べ(106.4)0.2ポイント拡大した。

(出所：山形県企画振興部)

#### (1) 36協定の締結

- ① 連合山形なんでも労働相談ホットラインにおいて、長時間労働や時間外手当の未払いなどが多く割合を占めている中、連合が全国の20歳から65歳で雇用されている労働者1,000人にサ

ンプル調査した結果、36協定を知っていると答えた人が56.5%と認知率が低い状況にあることから、街宣行動などを通じて世論喚起をはかる。

② 36協定が締結されていないまま、時間外労働を命じられている労働者も多くいることから、県内の全事業者と労働者との間で協定締結がされるよう、経営経済団体や山形労働局への要請などに取り組む。なお、「月45時間、年360時間以内」を原則に締結し、より長時間労働を抑制する時間となるよう取り組む。

(2) 中小企業における月60時間を超える割増賃金率の50%以上への引き上げ

(3) 勤務間インターバル規制（原則11時間）の導入

(4) 年次有給休暇の取得促進

① 年休カットゼロに向けて取り組むとともに、労働基準法改正により事業者年休5日の時季指定が義務化されることを踏まえ、各単組の労使において有給休暇取得促進に取り組む。

② 有給休暇は一定の期間勤続した労働者が持つ権利であり、基本的には理由の如何を問わず取得できることから、街宣行動で世論喚起をはかる。

(5) 長時間労働者への医師の面接指導の徹底

(6) 「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」と連動し、通年での取り組み

## 5. 春季生活闘争を通じた組織拡大の取り組み

(1) 未組織の子会社・関連会社、取引先企業などを組織化のターゲットに定め、構成組織は加盟組合とともに組合づくりを前進させ、同じ産業で働く未組織労働者、未組織企業の組織化に取り組む。

(2) 2018春季生活闘争での非正規労働者への取り組みについて、同じ職場で働く未組織労働者に広く周知し、成果について理解を求め組織化に連動させていく。また、労働組合が労働者にとって身近なセーフティネットとしての存在であることを、非正規労働者・未組織労働者に訴え、職場における組織化の取り組みにつなげていく。

## 6. その他の取り組み

本方針に記載のない内容についても、本部方針に則り取り組むこととする。

## IV. 闘いの進め方

### 1. 闘争体制の確立

(1) 闘争委員会の設置

1月5日の「第2回執行委員会」で闘争体制を確立する。

## (2) 闘争委員会の構成

役職名	氏名	担当グループ
委員長	岡田新一	総括
副委員長	小口裕之	総括補佐 (Dグループ)
副委員長	水戸吉一	総括補佐 (Bグループ)
副委員長	角谷俊一	総括補佐 (Cグループ)
副委員長	井上雄吾	総括補佐 (Aグループ)
副委員長	丹野忍	総括補佐 (Cグループ)
副委員長	金子浩	総括補佐 (Aグループ)
副委員長	伊藤幹男	総括補佐 (Cグループ)
副委員長	森伊織	総括補佐 (Dグループ)
副委員長	伊藤学	総括補佐 (Cグループ)
事務局長	設楽正	総合企画
副事務局長	舘内悟	総合企画
副事務局長	小川修平	総合企画
副事務局長	柏木実	総合企画
事務局員	高橋和美	総合企画
事務局員	鈴木正弘	総合企画
事務局員	草刈百合	総合企画
委員	阿部幸治	Aグループ
委員	大山健児	Aグループ
委員	渋谷文男	Cグループ
委員	古川和彦	Cグループ
委員	佐藤修一	Aグループ
委員	江目かおり	Cグループ
委員	伊藤靖晃	Aグループ
委員	大山貴聡	Bグループ
委員	中川賢一	Bグループ
委員	大場暁	Bグループ
委員	伊藤功	Dグループ
委員	大西正明	Dグループ
委員	高橋浩	Cグループ
委員	佐藤剛	Dグループ
委員	大類学	Dグループ
委員	今野朋明	Dグループ
委員	阿部智紀	Dグループ
委員	八鍬悟子	Cグループ
委員	秋葉奈緒子	Bグループ
委員	木口久仁子	Cグループ
委員	荒井拓也	Cグループ
委員	本間光祐	Dグループ

## グループ別区分

金 属	Aグループ
交通・運輸	Bグループ
化学・繊維・食品・資源エネルギー サービス・一般、商業・流通、金融・保険、情報・出版	Cグループ
公務（官公部門）	Dグループ

- (3) 部門別連絡会を設置し、部門ごと産業状況の的確な把握と、要求設定・結果の有効波及をめざす。

## 2. 要求書の提出

すべての組合は、2月末日を目途に要求書を提出する。

## 3. 闘いの山場の設定

第1次回答ゾーン 3月19日（月）～3月23日（金）

第2次回答ゾーン 3月26日（月）～3月30日（金）

## 4. 要求・回答の結果報告

賃上げ、一時金、企業内最賃の要求・妥結状況について、別途依頼の期日まで報告する。

## 5. 具体的な日程など

### (1) 産別懇談会

① 日 時 1月16日（火）13：30～ ※日時変更

② 場 所 大手門パルズ

③ 出席者 自動車総連、電機連合、UAゼンセン、JAM、交通労連、運輸労連、情報労連の各代表者

### (2) 県民アピール「STOP！雇止め・雇用不安 連合労働相談ホットライン」チラシの配布

① 配布枚数 130,000枚

② 配布時期 1月31日（水）まで

③ 配布方法 各地域協議会で行い原則手配りとする。

### ④ 地協別配布枚数

酒田飽海地協 15,000枚 北西村山地協 20,000枚

鶴岡田川地協 15,000枚 山形地協 45,000枚

新庄最上地協 15,000枚 置賜地協 20,000枚

### (3) 「連合山形・経済経営団体懇談会」の実施

① 日 時 2月1日（木）15：30～

② 会 場 山形グランドホテル

③ 出席者 連合山形三役および経済経営団体代表者

### (4) 討論集会

① 日 時 2月14日（水）14：30～

- ② 場 所 大手門パルズ
- (5) 県民アピール「STOP! 雇止め・雇用不安 連合労働相談ホットライン」の実施
- ① 実施時期 2月8日(木)～10日(土)
- ② 設置場所 連合山形「事務局」  
フリーダイヤル 0120-154-052
- ③ 相談員の配置 連合山形専従役職員および各構成組織からの応援。  
※同期間、連合山形各地域協議会においても実施
- (6) 県内一斉ノー残業ウィーク
- ① 日 時 2月第4週(2月19日の週)
- ② ノー残業日の設定と職場点検活動をおこなう。
- (7) 部門連絡会(業種間・産業間)の実施  
部門別連絡会の交流会を2月から実施する。  
特に「①賃上げ②時短(時間外の割増賃金率)」については共通の課題とする。  
部門連絡会は次の4つである。  
①金属グループ、②交通・運輸グループ、③化学・繊維・食品・資源エネルギー・サービス・一般、  
商業・流通、金融・保険、情報・出版、④官公労グループ。  
〈各部門別連絡会交流会〉  
日 時 2月中旬～3月中旬  
もち方 部門ごとに企画実施する。
- (8) 連合山形「県都総決起集会」
- ① 日 時 3月10日(土) 13:00～16:00
- ② 内 容 デモ行進→総決起集会
- ③ デモ集合 第二公園
- ④ 集会場所 やまぎんホール(県民会館)
- (9) 青年・女性アピール行動
- ① 女 性(女性学習会)
- ☆日 時 3月10日(土)
- ☆場 所 大手門パルズ
- ☆内 容 学習会とデモ行進
- ② 女 性(国際女性デーキャンペーン)
- ☆日 時 3月10日(土)
- ☆場 所 山形市七日町周辺
- ☆内 容 バラとチラシ配布
- ③ 青 年(青年委員会スプリングアクション)
- ☆日 時 3月10日(土)
- ☆場 所 大手門パルズ
- ☆内 容 学習会とデモ行進
- (10) 春季生活闘争県内キャンペーン
- ① 内 容 県内各地域協議会へ連合山形役員が出向き、街頭行動を行う。
- ② 時 期 3月上旬～3月下旬

(11) 連合山形「地域フォーラム」

- ① 内 容 地域のあらゆる関係者（経営者団体や大学など）と連携をはかり、春闘の社会的役割や、地域・中小企業の活性化などについてフォーラムを開催する。
- ② 日 時 5月中旬～5月下旬
- ③ 場 所 大手門パルズ

(12) 中小労組支援・激励訪問

- ① 内 容 中小労組と連合山形・地域協議会の連携を深め、中小労組の運動強化をはかる。具体的には、「要求書未提出」や「賃金制度未整備」の単組を対象とし訪問し、状況調査や指導・支援を行う。
- ② 日 時 2月中旬～4月下旬（各単組2回程度訪問）

(13) 街頭宣伝行動

- ① 日 時 2月6日（火）12：10～12：50（七日町）  
3月28日（水）12：10～12：50（七日町）  
4月13日（金）12：10～12：50（香澄町）
- ② 内 容 「春季生活闘争の取り組みの周知」「無期転換ルールの適正運用」  
「解雇の金銭解決制度導入反対」「春闘中小労組支援」などテーマを掲げ、街頭にて市民へのアピール行動を行う。

(14) 各地協の取り組み

地協の独自性を発揮し、地場中小組合との連携を一層深め支援強化することに留意しながら、下記のメニューにこだわらず実施する。

- ① 「討論集会」「講演会」「シンポジウム」「学習会」等の開催。  
連合2018春季生活闘争方針の理解と、地域課題の確認や地域共闘の理解を深める。
- ② 「街宣行動」の実施  
協力議員団などの参加により、街宣行動で春季生活闘争をアピールする。
- ③ 「職場対話交流集会」の実施  
職場執行部との交流対話を実施する。
- ④ 「中小労組支援集会」の実施  
4月中旬（第3週）に、中小労組支援の集会を各地協毎に開催する。

(15) 広報教宣活動の展開

- ① 闘争情報の把握と情報の発行  
各構成組織・地協は積極的な情報開示に努める。連合山形は新聞やホームページなどを活用し、ミニマム設定額など情報開示に努める。
- ② マスメディアの活用や街頭宣伝など  
テレビ、ラジオの活用や街頭行動などによる宣伝を企画していく。